

第41回資源管理分科会速記録

平成21年2月27日

水産庁

平成 2 1 年 2 月 2 7 日

於・都道府県会館「4 0 2号室」

第 4 1 回資源管理分科会速記録

水 産 庁

目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	(諮 問 事 項)	
	諮問第 1 5 4 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網 漁業(太平洋の海域)の公示について	1
	諮問第 1 5 5 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の 公示について	3
	諮問第 1 5 6 号 平成 2 1 年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持 のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工 ふ化放流に関する計画について	5
	諮問第 1 5 7 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定 に基づく基本計画の検討等について	6
	(審 議 事 項)	
	期中改定ルールの検討について	16
	(報 告 事 項)	
	T A C 制度等の検討に係る有識者懇談会の報告について	20
	第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について	23
	第 2 種特定海洋生物資源の漁獲努力量について	23
	(そ の 他)	28
3	閉 会	32

1 開 会

木實谷管理課長 定刻になりましたので、ただいまから第41回資源管理分科会を開催させていただきます。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員9名中、東村委員及び森川委員が所用のため欠席でございます。7名の委員の方が御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本日の資源管理分科会は成立していることを御報告いたします。

審議に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第がございまして、次の資料一覧というのがございます。それから、資料1に名簿がございまして、資料2、資料3、資料4、それから資料5が別紙という紙、その後に5-1、5-2、5-3、5-4とございます。それから、資料6、資料7、それから資料7-2、資料7-3、資料7-4、資料7-5までいきまして、それから資料8、資料9というふうになっております。何か不足のものがございませうでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思いますので、分科会長、よろしく願いいたします。

2 議 事

(諮問事項)

諮問第154号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます
流し網漁業(太平洋の海域)の公示について

櫻本分科会長 きょうは足元の悪い中を御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が4、審議事項1件、報告事項3件でございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項に入ります。

諮問第154号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

長畠遠洋課長 遠洋課長の長畠でございます。よろしくお願いいたします。

では、座って説明しますことをお許しいただきとう存じます。

お手元の資料2に基づき、説明させていただきます。

まず諮問文を読ませていただきます。

20水管第2269号

平成21年2月27日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 石破 茂

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

（諮問第154号）

太平洋の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成21年5月1日から平成22年4月30日までと定めたいので、漁業法第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案の内容でございますが、2枚目に説明がございますので、お開きください。

さけ・ます漁業に関しましては、春に行われます日口の交渉に基づきまして操業条件等が定められるわけでございますが、今回諮問いたしますのは、太平洋の水域で操業するさけ・ます漁業についてでございます。

まず公示隻数につきましては、昨年の公示隻数は55隻でありましたが、実際の許認可隻

数が53隻でありましたことから、53隻といたしたいと考えております。

2つ目でございます。

また、船舶の総トン数につきましては、さけ・ます漁船の船齢が高齢化しているところ
でございます。操業上の安全確保、操業の効率化及び漁船の維持経費の軽減などを図る
観点から代船の手当てに配慮する必要があり、現在、本事業に従事する船舶の多くが兼業
しております。さんま漁業の上限トン数200トンに合わせることにいたしまして、許可上限
トン数を現行の185トンから200トンに変更いたしたいと考えております。

なお、それ以外の操業条件につきましては変更はございません。

操業期間につきましては、平成21年5月1日から同年7月31日までとなっております。

申請期間につきましては、一般の漁業でございますと3カ月でございますが、これにつ
きましては交渉の関連、また操業実態にかんがみ、5月からの操業に間に合わせるため、
例年に倣って3カ月より短い期間としまして、具体的には公示の日、3月下旬を予定して
ございますけれども、その公示の日から4月22日までといたしたいと考えております。

以上でございます。

櫻本分科会長 ただいまの説明に対しまして御意見、御質問でございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問第154号につきましては原案どおりとさせていただきたい
ですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、原案どおりということで、決定させていただきます。

諮問第155号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の
公示について

櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入ります。

諮問第155号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示につい
て」、事務局から説明をお願いいたします。

長畠遠洋課長 引き続き遠洋課長の長畠のほうより御説明申し上げます。

遠洋底びき網漁業の公示案について、お手元の資料3に基づき、御説明申し上げます。
まず諮問文を読み上げさせていただきます。

20水管第2339号

平成21年2月27日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 石破 茂

漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

(諮問第155号)

当該漁業について、漁業法第58条第1項の規定に基づき公示するとともに、当該公示に係る許可の有効期間を当該許可の日から平成22年7月31日までと定めたいので、同条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案の具体的内容でございます。先ほどと同様、2枚目に説明がございますので、お聞きください。

遠洋底びき網漁業は、操業水域が国際条約上の規制のある公海などでありますことから、国際漁業管理措置などの取り決めに反映させる必要がございます。このため、許可の有効期間を1年間としているところでございます。

まず公示隻数につきましては、昨年の許認可隻数が44隻でありましたことから、今年の公示隻数は44隻といたしたいと考えてございます。

お手元の3でございますが、また許可の有効期間につきましては、本年7月31日に現行の許認可の有効期間が満了いたしますので、本年8月1日から来年の7月31日までとさせていただきますと考えております。

なお、申請の期間は告示がなされた日より3カ月間を考えておまして、具体的には4月の月上旬に告示し、3カ月後の7月上旬までの3カ月間を申請期間といたしたいと考えております。

以上でございます。

櫻本分科会長 ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。特段なければ、諮問第155号は原案どおりとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、そのように決定させていただきます。

諮問第156号 平成21年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入ります。

諮問第156号の「平成21年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」、事務局から説明をお願いいたします。

大角裁培養殖課長 裁培養殖課長の御大角でございます。座って失礼させていただきます。それでは、資料4によりまして諮問第156号の説明をさせていただきます。まず諮問文を読み上げさせていただきます。

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 石破 茂

平成21年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について
(諮問第156号)

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この計画案につきましては、おめくりいただきまして、2ページのほうにございますが、農林水産大臣が、水産資源保護法の規定に基づき、さけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが人工ふ化放流を実施すべき河川及び放流数を定めるというものでございます。

具体的な計画につきましては、3ページのほうにお示ししておりますけれども、さけにつきましては10水系で合わせて1億2900万尾、からふとますにつきましては3水系で720万尾、さくらますにつきましては6水系で270万尾、べにざけにつきましては3水系で15万尾、合わせて1億3905万尾を放流するというものでございます。放流する河川及び放流

数とともに、平成20年度と同じ規模で実施するという内容でございます。

以上が諮問の内容でございますが、参考資料といたしまして、次のページのほうに都道府県が定める予定の放流計画をお示ししております。さけ・ますのふ化放流につきましては、今申し上げました水産総合研究センターが行いますふ化放流と民間団体の増殖目的のほうのふ化放流等もあわせて行われておりまして、これもあわせました全体計画がこちらにお示したものでございます。全魚種合計の全国計で見いただきますと、表の下から3段目の右側のほうにございますが、平成21年度につきましては、19億5300万尾弱と平成20年度と同等の計画となっております。

以上でございます。

櫻本分科会長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 特段ないようでしたら、諮問第156号につきましては原案どおりということにさせていただきたいと思っております。

諮問第157号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の
規定に基づく基本計画の検討等について

櫻本分科会長 それでは、次の諮問に入ります。

諮問第157号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から説明をお願いいたします。

木實谷管理課長 管理課長の木實谷でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料5が今回の諮問内容でございます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

20水管第2429号

平成21年2月27日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 石破 茂

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の

検討等について（諮問第157号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成20年11月14日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

本日の諮問ではTACにつきまして5点御審議いただくものでございます。

1つ目が、20年漁期のすけとうだらの北海道への追加配分とそれに伴いますTAC全体枠の改定、2点目が、同じく20年漁期のさば類の知事管理漁業における追加配分、3点目が、同じく20年漁期のずわいがにの知事管理漁業における追加配分、それから4点目が、21年漁期のさんまの大臣管理漁業及び知事管理漁業への配分、5点目が、同じく21年漁期のすけとうだらのTACの設定及び配分、以上の5点について御審議いただくものでございます。順次説明させていただきます。

まず第1点目の20年のすけとうだらの追加配分及びTACの改定について説明させていただきます。

資料5-2の3ページ目に地図がございますけれども、それをご覧いただきたいと思います。すけとうだらのTACにつきましては3つの海域に分かれておりまして、このうち、オホーツク海海域につきましてはオホーツク海南部の系群が大臣管理分、そして根室海峡の系群の分が北海道知事管理分となっております。今回は根室海峡分の追加配分でございます。根室海峡のTACの設定の考え方につきましては、ロシア水域とのまたがり資源であるとともに、そのうちの我が国水域での漁獲量の比率が必ずしも明らかでないということで、定量的な資源評価が行われないものでございます。したがって、従来より近年の最大漁獲量をTACとすることによりまして、近年経験した高水準の来遊にも対応できるように過去7年の最大漁獲量をベースにTACを設定してきているところでございます。また、近年で最大の来遊状況にも対応できるという考え方によりましてTACを設定しておりますことから、仮に当初の想定を上回る来遊が見込まれた場合には期中改定

を行うことがあり得るということで運用してきているところでございます。

次に、最近の漁獲状況でございます。資料5 - 2の4ページにグラフがございますのでごらんいただきたいと思っております。平成20年の漁獲状況でございます。漁獲量はグラフのうちの青線になりますけれども、近年でも最も高い水準で推移しているということでございまして、1月末時点での採捕量は8871トンとなりまして、T A C枠が1万トンでございますから、消化率は89%というふうになっているところでございます。

したがいまして、漁期が3月までということで、今漁期の漁獲が当初の想定を上回るものと見込まれますので、今回今漁期の漁獲状況を踏まえて期中改定についてお諮りするものでございます。具体的数量といたしましては、漁期末になります3月分といたしまして、近年3カ年の平均、これが1276トンになりますけれども、これを切り上げて2000トンを追加配分することといたしまして、資料5 - 2の3ページ目の地図にありますとおり、北海道管理漁業分でございます根室海峡について、現行の1万トンを2000トンふやして、1万2000トンとしまして、これに伴いまして、2ページにございますように、北海道への配分を現行の8万6000トンから2000トンふやして8万8000トン、そして平成20年の全体のT A Cを現行の23万7000トンから2000トンふやして23万9000トンとするものでございます。

これが1点目の御説明でございます。

次に、2点目でございます。20年のさば類の知事管理漁業における追加配分でございます。

資料5 - 2の6ページ目のグラフをごらんいただきたいと思っております。一番上に島根県における漁獲の状況のグラフがございます。赤線が平成20年の漁獲量でございます。20年の10月以降、特に中型まき網によります漁獲が増加しておりまして、12月末時点までの漁獲量が1万6000トンを上回るということで、過去5年間で最大となっております。今後の見込みにつきましては、10月から12月の漁獲量と翌年の1 - 6月の漁獲量に高い相関が通常見られるということ、そして、島根県水産技術センターの予測では来遊量は前年及び平年を上回るというふうにされておりますことから、今後も引き続き高い水準での漁獲が見込まれるということで、この資料の2ページにございますけれども、島根県に対して現行の1万7000トンに9000トンを追加して2万6000トンとするものでございます。

なお、資料の6ページにございますとおり、各都県の今漁期の漁獲の推移、このグラフでございますけれども、これを見ますと、島根県海域に好漁場が偏って形成されているというふうに判断されるところでございまして、過去の漁獲実績シェアに基づいて当初配分数

量が決まっておりますけれども、実際の漁獲状況に応じて調整を行うものでございます。

ちなみに、21年漁期からは調整枠というのは設定しないという運用になっておりますけれども、今回は20年T A Cの調整枠の運用に係るものでございます。

そして、今漁期、最終的にこのように調整した場合どうなるかということでございますけれども、7月から12月までの実績を過去5年ペースで引き伸ばして計算しますと、数量配分を行っている都県全体でおよそ12万6000トン程度となりまして、当初配分でございます15万4000トンの範囲におさまる見込みというふうになっております。

以上が2点目の20年のさばの追加配分についての説明でございます。

続きまして、3点目、20年のずわいがにの知事管理漁業における追加配分でございます。

資料5 - 2の7ページの地図をごらんいただきたいと思います。ずわいがにの日本海海域につきましては7%の留保枠を設定しておりまして、関係漁業者の了承に基づいて漁獲状況を踏まえて大臣管理漁業及び知事管理漁業に振り分けるものというふうな運用をされてきているところでございます。例年この時期にこの調整を行っているものでございます。今回は日本海北部のB海域につきましては7%の留保枠、19トンでございますけれども、山形県より今漁期の漁獲が順調ということで、過去3年の最大漁獲量程度が見込まれるということで、5トンの追加要望がございました。これについては関係者で了承されたということでございますので、2ページにございますように、山形県に5トンを追加しまして、27トンというふうにするものでございます。

以上が3点目の説明でございます。

続きまして、4点目、21年漁期のさんまの大臣管理漁業及び知事管理漁業への配分について御説明いたします。

資料5 - 4をごらんいただきたいと思います。21年漁獲量、T A C案についてという紙でございます。さんまのT A Cの設定につきましては、ここがございます中期的管理方針によりまして、「漁獲量の増大により、漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から資源に悪影響を与えない範囲内において漁獲可能量を安定的に設定する」とされておりまして、21年のT A Cにつきましては、昨年11月の時点で20年漁期が終わっていないことから、T A C数量は暫定的に前年と同量の45万5000トンといたしまして、1月以降20年漁期の漁獲状況、あるいは需給動向等を踏まえながら関係者で議論を行い、必要に応じて漁期前にT A C数量の見直しを行うというふうにされていたものでございまして、また関係漁業、道県への配分についても後日行うとい

うふうにしていたものでございます。

さんま資源につきましては、高位で横ばいということで、資源維持に必要な親魚量に悪影響を与えない範囲で漁獲を行うという観点から、今年度のABCにつきましては、ABCのリミットでございますけれど、資料の1ページの下の表の、黄色で色をつけている欄でございますけれども、この括弧内が日本水域分になるのですけれど、62万1000トンを選択するのが妥当だろうというふうに考えられるわけでございます。なお、資源の詳しい状況につきましては、前回の分科会で詳細な説明を行ったところでございますので、今回は省略させていただきますけれども、参考資料として前回の配付資料をお配りしておりますので、適宜御参照いただきたいと思います。

そして、TAC設定の考え方ですけれども、資料5-4の1ページの右上に備考の欄がございますけれども、昨今の円高など若干不透明な部分はありますが、需要面については輸出、飼餌料向けにつきましては市場開拓や流通面での関係者の継続的な取り組みを勘案いたしまして、また、国内食用向けの需要は安定しているということで、これらを合わせて考えますと、総じて前年程度の水準というふうに考えられるということ、そして、TACをあまり頻繁に変更いたしますと市場の混乱を招くおそれがあるということで、TACを安定的に設定することというふうにされていること、こういうことを踏まえまして、21年のTACにつきましては、昨年11月に暫定的に設定した数量から変更は行わず、大臣管理漁業、そして県への数量配分につきましても、この資料5-3の1ページ、2ページにございますとおり、大臣管理漁業については昨年と同様35万トン、そしてその裏にございますけれど、北海道に対しては5万8000トン、岩手県にも8000トンということで、それぞれ昨年と同量に設定するものでございます。その他の県につきましては、11月に設定しておりますとおり、「若干」配分というふうにいたしているところでございます。

なお、2月12日に東京で「さんまTAC設定に関する意見交換会」というものを公開で開催いたしまして、漁業者、流通、加工の皆様に参加いただきまして、その際、「国内ミール需要を見据えたTAC設定をお願いしたい」、あるいは「在庫が増加していることも留意すべき」等の意見が出されたところでございます。

また、パブリックコメントにつきましては、特に意見は今回はございませんでした。

以上、紹介させていただきます。

以上が4点目のさんまのTACについての説明でございます。

続きまして、5点目、すけとうだらの21年TACの設定について説明させていただきます。

す。

資料5 - 4の2ページ及び3ページをごらんいただきたいと思います。すけとうだらにつきましては、管理期間が4月から翌年3月というふうになっておりますことから、今回21年T A Cの設定をお諮りするものでございます。

すけとうだらのT A Cにつきましては、ここにございますように、4つの系群に分かれておりますので、系群ごとに御説明させていただきます。

3ページのほうをごらんいただきたいと思いますけれども、まず日本海北部系群でございますけれども、資源状況は低位減少傾向ということでございます。資源の詳しい状況の説明につきましては前回行っておりますので、今回は省略させていただきます。参考資料を適宜御参照いただきたいと思います。

次に、A B Cの選択でございますけれども、複数A B Cが出されておりますうち、中期的管理方針に即しまして、また前年と同様の考え方によるということで、このうち、黄色で塗っております「わずかかでも親魚量を増大させるシナリオ」というものを選択するのが妥当だろうということで、A B Cとしては9300トンを選んでおります。

そして、T A C設定の考え方でございますけれども、2ページに載っておりますが、日本海北部系群につきましては、中期的管理方針におきまして、「近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状況にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている本系群については、資源回復計画に基づき資源の減少に歯どめをかけることを目指して管理を行うものとする」というふうにされているところでございまして、資源回復計画に基づく措置といたしましては、これまで漁期の短縮、あるいは努力量の削減等の取り組みに加えまして、近年では比較的豊度の高い年級群と見られおります2006年生まれを中心とします小型魚保護を目的とする措置等につきましてさらなる取り組みの強化を関係者の皆様と協議いたしているところでございます。

T A Cの数量でございますけれども、資源が低位で減少傾向にありまして、親魚量が前年から約25%減少しているということを踏まえまして、T A Cの削減は継続する。一方で、漁業経営におけるすけとうだらへの依存度が非常に高いということを踏まえまして、前年から約20%削減しまして1万6000トンというふうに行っているところでございます。その内訳につきましては、資料5 - 3の3ページをごらんいただきたいと思います。中央にございますとおり、日本海海域につきまして大臣管理分8000トン、北海道知事管理分7000トン、その他知事への若干配分につきましては1000トンといたしまして、これまで同様北海道知

事管理分の一部、1000トンでございますけれど、これについては知事管理の中で留保するというようにしております。

次に、オホーツク海南部系群でございます。

資料5 - 4の2ページに戻りますけれども、これにつきましてはロシア水域とまたがって分布しておりまして、詳細な生態や資源状況が不明ということで、A B Cの算定は行われておりません。

T A C設定の考え方ですけれども、次の根室海峡とともに中期的管理方針におきまして、「ロシアの水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて、我が国のみ管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら管理を行うものとする」というふうに行われているところでございます。

また、外国水域とのまたがり資源のT A Cにつきましては、近年の最大漁獲量をT A Cとすることによりまして、近年経験しました高水準の来遊にも対応できるように、過去7年の最大漁獲量をT A Cとして設定することによりしております。

したがって、平成21年のT A Cは平成20年漁期1月までの暫定値の2万6391トンをベースにしまして、これを丸めまして2万7000トンといたしまして、これを大臣管理分へ配分するというようにしているところでございます。

次に、根室海峡でございます。

これにつきましてもロシア水域とまたがって分布しておりますことから、生態、あるいは資源状況は必ずしも明らかでないということで、A B Cの算定は行っておりません。

T A C設定につきましては、先ほどのオホーツクと同様の考え方から過去7年の最高値でございました平成16年の9748トンをベースに、1万トンといたしまして、これを北海道知事管理分へ配分するというようにいたしております。

なお、根室海峡及びオホーツク南部につきましては、外国水域とのまたがり資源でございます。最大の来遊状況にも対応できるという考え方により措置しておりますことから、今後、漁期開始後の想定を上回る来遊に対応して、期中改定を行うことがあり得るということは御了解いただきたいと思います。

それから、最後に太平洋系群でございます。

資源は低位傾向にございまして、この資料5 - 4の3ページの下のほうにございますけ

れど、A B Cにつきましてはこの黄色の欄でございます の「現状の漁獲圧を低減し、B limitの維持を図る」という漁獲シナリオを採用いたしまして、12万2000トンというのを選択いたしております。

T A C選定の考え方でございますけれども、2 ページのほうでございます中期的管理方針におきまして、「近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められないことから、資源の回復を基本方向としつつも、回復のための措置が関係漁業者の経営に大きな影響を与える場合には、資源水準等を維持する等回復のスピードに十分配慮して管理を行うものとする」というふうにされているところでございます。

資源全体としましては、低位で減少傾向ということですが、親魚量は良好な状態で、安定的に推移しているということでございますし、周辺の水域から資源が来遊してくる可能性もある。それから、広域な分布域において漁場形成が大きく変動するということもございまして、あわせて漁業経営への影響も勘案する必要があるということで、前年と同数の17万1000トンというふうにいたしております。この内訳につきましては、資料5 - 3の3 ページをごらんいただきたいと思っております。右下の太平洋海域のところでございますけれども、大臣管理分10万1000トン、北海道知事管理分6万8000トン、その他知事への「若干」配分につきましては2000トンというふうに行っているところでございます。

以上、すけとうだらの4つの系群ごとに説明いたしました。これを合計いたしますと、資料5 - 3の1 ページに総括表がございますけれども、平成21年のすけとうだらのT A Cは22万4000トン、大臣管理分が沖合底びき網漁業といたしまして13万6000トン、操業区域別には日本海が8000トン、オホーツク海が2万7000トン、太平洋が10万1000トン。そして、裏の2 ページにまいりまして、北海道への配分が8万5000トン、他の6県には「若干」配分ということにしているところでございます。

すけとうだらの21年T A Cの説明については以上でございますけれども、すけとうだらにつきましても2月4日に札幌で「T A C設定に関する意見交換会」というのを公開で開催いたしております。漁業者、流通、加工業者の皆様にも参加いただいて意見交換を行いました。また、パブリックコメントも行いましたけれども、原案を修正するような意見はございませんでした。

以上が今回の諮問の説明でございますけれども、21年T A Cのうちまだサバ類とずわいがについては設定していないところでございます。これらにつきましては、5月ごろ設定する予定でありまして、その際は改めてお諮りすることとなりますので、よろしくお願

いいいたします。

諮問第157号に係る説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

諮問第157号につきましては5点御説明いただきました。最初の3点は20年漁期のT A Cの追加配分の説明です。すけとうにつきましては追加配分をして、T A Cが2000トンふえるということで、23万7000トンから23万9000トンにふえるということで、さばとずわいがににつきましては追加配分をいたしますが、トータルのT A Cは超えないという御説明です。まずこの3点について御意見、御質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

特段ないようでしたら最初の3つにつきましては原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、第4点目、21年漁期のさんまの大臣管理分、知事管理分の配分についてですが、これにつきまして御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

既に2月12日に説明会を持たれたということですが、特段ないようでしたら、これにつきまして原案どおりということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、5番目のすけとうにつきまして、21年漁期のT A Cの設定ですが、これにつきましては系群ごとに御説明いただきましたが、御意見、御質問ございませんでしょうか。

山田委員。

山田特別委員 大臣許可のすけそうの件なのですけれども、オホーツク海南部、根室海峡についてはまたがり資源だということで、また期中見直しをするということであれなんですけれども、太平洋海域について、近年ロシア海域のはみ出し資源というんですか、この来遊資源が相当多いわけですよ。そうしますと、実際、北海道の沖底船の太平洋海域の船というのが6、7、8と3カ月休漁期間なんですよね。9月から再開するといったときに、その次の期中見直しのところの論議になるのかどうか、ちょっと私はわかりませんが、今、はみ出し資源が多いといったときに、現実的に3月までのT A Cがなくて、休みながら操業しているという現実がここ数年あるわけです。ですから、そういうときに9月操業を再開したときに、早いうちに期中見直しをして、操業できるような体制になれ

るのか。恐らく9月以降この委員会といったら11月くらいしかないんですか、多分。例年からいくと。ですから、少くとも11月ぐらいの委員会でそのはみ出し資源が多いといったときに、期中見直しをしてもらえる別の方策というものを考えられないのかなということ、そういう見直しをしてもらいたいという願いです。

木島資源管理推進室長 資源管理推進室の木島でございます。今の山田委員の御質問についてお答えいたします。

太平洋のすけとうだらに關しましては、委員がおっしゃるように、四島周辺海域からの来遊があるのではないかとということが言われているわけでございます。この資源の評価のやり方については北海道区水産研究所ともいろいろと検討、勉強しているところでございまして、その状況が明らかになり、かつ、非常に来遊状況が多い、資源状況を見直すべきだと、そのような状況になりました場合には速やかに見直すということもあり得るべしというふうに考えております。その時期につきましては、漁業者の方々の御意見、また資源研究の水研の作業の状況なりも見て、適切に対応していきたいと思っております。

櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、5番目につきましても原案どおりということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、諮問第157号につきましては原案どおりということにさせていただきます。

以上で、諮問事項の審議は終わりました。それでは、諮問第154号、第155号、第156号、第157号につきまして答申書を次長にお渡ししたいと思います。確認のために読み上げさせていただきます。

答申書。20水推第38号。平成21年2月27日。農林水産大臣石破茂殿。水産政策審議会会長、山内皓平。

平成21年2月27日に開催された水産政策審議会第41回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。記。

諮問第154号「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について」、諮問第155号「漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底び

き網漁業の公示について」、諮問第156号「平成21年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」、諮問第157号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」。

以上でございます。

〔答申書手交〕

(審議事項)

期中改定ルールの検討について

櫻本分科会長 それでは、次に審議事項に入りたいと思います。

期中改定ルールの検討について、御説明をお願いします。

木島資源管理推進室長 それでは、資料6に従いまして漁獲可能量期中改定の基本ルールについて御説明いたしたいと思います。

今回提示いたしますのは骨子案ということで、全体的な方向性、こういうふうな方向でやるのだということにつきまして御説明するものでございます。

まずの対象のところをごらんいただきたいと思いますけれども、今回の期中改定のパターンでございます。

1つは、ケース1ということで、まず資源状況が変わっている。資源の再評価結果に基づきまして、漁獲可能量を見直すというケースでございます。

次に、ケース2といたしまして、現在、先ほどさばで島根県に追加配分を行いましたけれども、特に都道府県なりで当初配分数量について魚群の来遊状況から見直す必要があるという場合でございます。

それから、次にケース3でございます。これは例えば今回も根室海峡のすけとうだらについて見直すことになったわけでございますけれども、主な生息水域が外国にあるということで、来遊状況を見て見直すというものでございます。これは今までも過去7年、もしくは5年の漁獲量の最大値をベースとして漁獲可能量を設定しておりますけれども、来遊状況を見て、その内容を見直すという場合でございます。

次に、その方法でございます。

まずケース1でございます。資源再評価結果に基づきます漁獲可能量の改定でございます。

まず資源の再評価、ABCの再算定でございますけれども、漁期開始後の資源状況が、例えば漁獲の状況なりから当初TACの設定時の想定と大きく異なっているという場合に、魚種ごとに定めます再評価手続、これは今後具体的な案をつくっていきたいと考えておりますけれども、その手続に従いまして、資源の再評価、ABCの再算定を行うわけでございます。また、毎年の資源評価作業におきましてABCの再算定が行われておりますことから、必要に応じましてこれを活用するという事を考えております。

具体的な臨時再評価手続の項目につきましては、例えば必要なかどうか、まただれがやるのか、その方法、データはどういうものを使うのかということにつきましては今後定めていきたいと考えております。

次に、漁獲可能量の改定案の作成でございますけれども、TACの改定案はABCの再算定をベースに作成するという事でございます。この場合にはもともとTAC設定の中期的な管理方針がございますものですから、それを踏まえるということと、そもそものTAC設定時に採用しました漁獲シナリオに基づきますABCを用いるということの基本をしたいと思います。

それから、留意事項といたしまして、漁業者ですとか、加工流通業者への影響を考慮いたしまして、基本的には期中改定は年に1回ということにしたいと思っております。

また、漁期年の最終月の改定は行わないことにしたいということでございます。

それから、ケース2、つまり漁場の形成に応じて配分量調整を行うためのTACの改定でございます。この魚種といたしましては、漁場形成の年変動が大きい浮魚類、具体的にはまあじ、まいわし、さば類などを対象とするということでございます。

それから、手続の開始でございますけれども、現在においてもそうでございますが、一部の都道府県などから漁場形成が極めて良好である、また、海域、時期が限られていることから、資源状況自体が当初TAC設定時の想定と異なるということではなく、例えば水温なり、環境なりの海峡状況から漁場形成が偏っている、これらのことから過去の漁獲実績シェアに基づきます都道府県への当初配分量につきまして、実際の漁獲の状況に応じて追加配分が必要だと考えられる場合は、次のようなやり方で追加配分必要量の算定を行うというものでございます。

次に、配分必要量の算定でございますけれども、漁獲実績、漁獲の情報、これは過去5

年間の月別漁獲実績などを用いるわけでございますが、そのような情報を用いて、当該年の漁期末までの漁獲見込みを期間ごとの比率から算出するわけでございます。さらに当該都道府県などの意見を聞いた上で、これと当初配分量との差を1000トン単位に切り上げたものを追加配分必要量としたいと考えております。

次に、T A C改定案の作成でございますけれども、まず全体の採捕見込み数量を算出するわけでございますが、このように求めました追加配分必要量にその他配分先の漁期末までの採捕見込み量を加えまして、全体の採捕見込みの量を算出いたします。この全体の採捕見込み数量がそもそも当初のT A C数量を上回らない場合に改定案をつくるということにしたいと思っております。

それから、ケース3でございます。これは先ほど申しましたように、その主たる生息水域が外国の水域にある資源のT A Cの改定でございます。

現在、オホーツク海南部・根室海峡のすけとうだら、またずわいがにのオホーツク海の系群につきましてこのやり方を採用しているわけでございます。このT A C改定案の作成でございますけれども、これらの資源につきましてはそもそも定量的な資源評価が難しいということから、A B Cが算定されていないわけでございます。このようなことを踏まえまして、我が国水域への大量の来遊が認められた場合につきましては、C P U Eなどを用いまして資源状況を定性的に検討し、直近数カ月の漁獲量等のデータを参考にいたしまして、漁期末までの見込み数量を算出し、外国水域における資源の情報等も参考にしながら、資源への影響を留意して、T A C改定案を作成するというところでございます。

この場合の留意事項といたしましては、先ほどと同様、漁業や加工流通業者への影響も考慮いたしまして、期中改定の回数は年に1回というのが基本といたしたいと思っております。また、漁期年の最終月の改定は行わないということでございます。

それから、手続でございますけれども、T A C改定案につきましては、パブリックコメントを行った上で、水産政策審議会、この場の意見を聞きましてT A Cの決定を行うということでございます。

以上でございます。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

T A Cの期中改定の基本ルールですが、3つのケースに分けて御説明いただきました。いずれのケースも現在やられている、特にケース2は調整枠で、現在の知事管理分の調整をしている。それからケース3につきましては、実際の資源状況を見て改定をしております。

すし、ケース1についても今までサバ類でやられたことがあるということで、いずれもやられていることではありますが、それをもう少しルール化して、きっちりやっていこうという、そういう趣旨でございます。

御意見、御質問をお願いしたいと思います。

八木田委員、お願いします。

八木田特別委員 対象が「本ルールでは、次の場合における」ということで、ケースが今のところ1、2、3ですね。この3つのケースしか想定されていないのかということなんです。このTACという制度は本当にいい制度なんですけれども、時と場合によっては漁業者にとどめを刺す致命的なダメージを与える制度でもあるんです。その辺のところを配慮して、どうもこのケースだけだと足りないような気もするんです。これらの部分を配慮したTACの期中改定を、見直しできる部分を取り入れてもらいたいということです。質問と要望です。

木島資源管理推進室長 お答えいたします。

今の八木田委員の御質問は多分さんまをどうするのかということだと思います。

八木田特別委員 いや、さんまだけに限らず、すべてのものに共通して言えると思うんです。

木島資源管理推進室長 基本的にはこの3つの場合で大方足りるのかなと思っているのですが、それ以外の場合につきましても、例えば需要が非常にふえた場合ですとか、つまり需給関係が全然変わってしまったという場合にどうするのかということについては別個検討しなければいけないと思っております。

これは、例えば具体的に申しますと、さんまなどの場合に、資源の状況は大きく変わっていない、また非常に時期的にも限られているものもございます。このようなものについても、漁業者の方などの意見を十分聞いた上で、適切に対応していきたいと思っております。

櫻本分科会長 八木田委員、よろしいでしょうか。

八木田特別委員 適切に運用していただきたいのですが、スピードの問題もあるんですよね。そういう必要な場面が出てきて、実際に魚をとる時期的な問題で間に合わなくなってしまうとか、そういうことが漁業者の不利にならないように十分注意してもらいたいなと思います。

櫻本分科会長 時期の問題はかなり重要だと思いますけれども、それについても十分検

討していきたいと思っております。

ほかに御意見ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、この基本ルールについては案が御承認いただけたということにしたいと思えます。

(報告事項)

T A C 制度等の検討に係る有識者懇談会の報告について

櫻本分科会長 それでは、次に報告事項に入りたいと思えます。

最初に、T A C 制度等の検討に係る有識者懇談会の報告について報告をお願いいたします。

木島資源管理推進室長 それでは、資料7をごらんいただきたいと思えます。

昨年1年間、4月から12月までにかけてT A C 制度等の検討に係る有識者懇談会が行われたわけでございます。最終的には12月15日に第7回が行われまして、そこで取りまとめが行われ、またそのその取りまとめにつきましては公表が行われております。この取りまとめの概要につきまして簡単に御説明いたしたいと思えます。

まず漁獲可能量制度の課題と改善方向についてということでございます。これは1度この場におきまして御説明したと記憶しているわけでございますが、その後実際にどうなっているのかということにつきましてお話をしたいと思えます。

まずT A C 決定に当たりまして、公開で議論するとにより、決定プロセスの透明性を向上するべきだということにつきましては、先ほどお諮りいたしましたすけとうだら、さんまにおきまして公開で意見交換会を行い、その意見交換会の概要につきましては御報告申し上げたとおりでございます。今後ともこのような意見交換会を各魚種につきまして行っていきたいと思っております。

それから、T A C の設定に当たりまして、漁業の経営事情等を勘案しつつも、極力生物学的許容漁獲量の範囲内にすべきであるということについてでございますが、今回さんまにつきましてA B C の範囲内におさめているわけでございます。また、以前お諮りいたしましたまあじ、するめいかににつきましてA B C の範囲の中におさまるようT A C が設定されているわけでございます。残念ながらすけとうだらに關しましては経営状況等を十分勘案した上でA B C を若干超えた結果にはなっておりますけれども、基本的にはこうい

う資源状況を十分尊重したTACの設定を進めていきたいと思っております。

それから、TACの追加魚種につきましては今後とも検討するというところでございます。

次に、期中改定の手続につきましては、ルール化をして、透明性を図るべきだ、向上すべきだということですが、これは今骨子案を御提示したとおりでございます。

次に、個別割当方式、譲渡性個別割当方式についても検討が行われたわけでございます。その検討の結果概要につきまして簡単にお話をしたいと思います。

資料7-4、ちょっと厚いのですが、「TAC制度の課題と改善方向及び(譲渡性)個別割当方式についての考え方(取りまとめ)」というのがございます。その12ページをごらんいただきたいと思えます。

まず(2)「個別割当方式について」というのがございますが、個別割当方式に関しましては、我が国のTAC管理におきましては、TAC協定に基づきます団体管理が有効に機能しているということから、外国で見られましたような大幅な漁期の短縮等をもたらすような漁獲競争が発生していないという状況でございます。このようなことから、我が国は漁獲競争を緩和する観点から個別割当方式、いわゆるIQ方式を導入しなければならなかった外国と異なるという状況にあるわけでございます。

ただ、一方、個別割当方式に関しましては、より厳格な漁獲量管理を可能にするという利点もございます。このような点から資源管理を図る上で有効であるということをおっしゃっているわけでございます。

他方、公的管理による個別割当方式を全面的に我が国に導入した場合には非常にコストがかかるわけでございますし、また、操業が各漁業者の判断にゆだねられるということから、現在行われております漁業者団体による操業の管理が行われなくなった場合に、価格の高い時期に漁獲が集中するということから市場が非常に混乱をするだろうということが課題として考えられるわけでございます。

また、個別割当方式を導入するといった場合に、まず漁獲の状況の迅速かつ的確な把握が可能であるかどうか、配分が適切に行われるかどうか、また漁業者の賛同が得られているかということが少なくとも満たされることが不可欠でございます。

このようなことを考えますと、個別割当方式に関しましては、公的な管理制度として一般的に導入するということは、漁船の隻数ですとか、水揚げ港数とか、そのような我が国の漁業実態を踏まえますと、現時点では適切ではないということでございます。

しかしながら厳格なTAC管理が必要な資源や、漁獲が集中する時期に限定して実施す

るなど、漁業者の自主的な取り組みを含めまして実態に応じて活用を検討していくべきであるというのが今回の個別割当方式に関する結論でございます。

次に、譲渡性の個別割当方式についてでございますが、公的管理のもとで自由に割当量の移譲を認める譲渡性個別割当方式を導入することにつきましては、諸外国におきましても漁業の構造改革や生産性の向上をもたらす面があるというのがよく報告されているわけでございます。ただ、その反面、我が国におきまして長年培われてきた操業慣行や操業秩序だけでなく、漁村社会にも重大な影響を与えるおそれがあることに加えまして、一般的な形で導入いたしますと、割当が権利化して、そもそもやり直しがきかないということがございます。

また、個々の漁業者の割当量が頻繁に変化するということから、管理が非常に難しい。さらに、割当が権利化するということから、漁獲可能量の変更が非常に困難となるということが外国でも報告されております。

このため、資源状況の改善にはむしろ好ましくない影響が及ぼされるおそれがあるということでございます。

このような課題もございまして、譲渡性の個別割当方式に関しましては、公的管理制度として一般的に導入することは現時点では適切ではないという結論に達しております。

他方、現在個別割当方式を実施している漁業につきましては、そもそも漁船の隻数ですとか水揚げ港が限定されていることから、漁獲量の厳格な管理が行われております。このような漁業に関しましては、同一漁業種類内での割当量の移動であれば、1、2、3、4のような問題も生じないと考えられることから、漁期中の操業隻数の変化等に対応した弾力的対応が可能とする観点から割当量の移動も認めるべきではないかという意見もございまして、このことにつきまして種々検討していくべきであるというのが今回の結論でございます。

このような取りまとめの方向、結果を踏まえまして、水産庁、私どもといたしましても個別割当方式、譲渡性個別割当方式に関しては、この考えに沿いまして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

この有識者懇談会は7回行われましたけれども、毎回2時間から2時間半かけまして非常に熱心に御討議いただきました。事務局の木島さんには膨大な資料を取りまとめていた

だきまして、このような取りまとめができたのですが、御意見、御質問をよろしく願います。

熊谷委員、お願いします。

熊谷特別委員 今拝見した内容は納得いたしました。多分議論の中で、I Q、I T Q方式のメリットが出てきたと思います。ここに書かれているのは結果的にはI Q、I T Qともにこういう弊害があるので、こういうことの実施は今のところは考えない。こういう結論なんですね。

そのメリットのほうはどうだったかということをお聞かせいただければと思います。

木島資源管理推進室長 まずI Qのほうのメリットでございますけれども、先ほど簡単に御説明いたしましたように、やはり個々の漁業者の漁獲量をそれぞれ規定するわけでございますので、厳格な漁獲量管理、資源管理ができやすくなるというメリットはあろうかと思っております。

また、I T Qに関しましては、やはり資本力のある漁業者の方に割当量が集中すると申しますか、移動するわけでございますので、漁業の構造改革なり、経営基盤が強化されるということがメリットとしては一般的に言われております。

櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

特段なければ次の報告に移りたいと思います。

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について

櫻本分科会長 第1種特定海洋生物資源の採捕数量について及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について報告をお願いいたします。

木島資源管理推進室長 それでは、資料8に従いまして御報告いたします。

T A C対象魚種の採捕数量の実績でございますけれども、昨年末までで期間が終わりましたさんまにつきましては34万6000トン、漁獲可能量のうち76%が消化されたという状況でございます。

それから、まあじに関しましては15万3000トンが消化され、56%の消化率だったということでございます。

それから、まいわしに関しましては3万1000トンで60%。

するめいかにしましては18万トンで54%ということでございます。

それから、すけとうだらに関しましては、採捕数量は16万トンで67%ということでございます。これは3月まででございます。

さば類に関しましては33万2000トンでございます。まだこれは6月まででございます。

それから、ずわいがにに関しましては6月まででございますけれども、2895トンで37%という状況でございます。

以上でございます。

櫻本分科会長 ただいまの御報告に対しまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

市山委員、お願いします。

市山特別委員 今回の報告を聞いて、詳細に聞いてないのですが、きょう今まで答申されたこととマッチングして考えてみますと、北海道特有のすけそうだがロシアにまたがる資源ということで、期中改定になって、大変喜ばしいことだと、このように思っていますけれども、一番懸念される日本海北部系群なんですね。これが12月31日のときで91%という水準に上がっていますけれども、その後、1カ月、2カ月経過していますけれども、むしろ資源があるというほうが、これは通期的なもの、操業の時期はあると思うんだけれども、この辺の日本海系群の一番激減している資源のところの九十何%というのは12月末だったのか、今だったのか、その辺をちょっとお知らせ願います。

木島資源管理推進室長 現時点で約1万7000トン程度が日本海のすけとうだらの漁獲状況でございます。そのうち、大臣分が1万700トン程度、沿岸が約6200トンであると承知しております。

市山特別委員 1万何百トンといえば、TACが1万1000トンだから、九十何%と考えるもいいですね。この辺で、私1つ聞きたいのは、2月4日のときに日本海の冬の北部系群のすけそうをとっている人がたというのは大変これにウエートをかけているのだけれども、なぜか日本海だけ減っていつているということで大変危惧してするわけなんです。それで、将来にわたってこのすけそうの資源というのはどうなるのだろうということを自問自答しながらきているのだけれども、幸いに、北水研も北海道の試験研究機関も、毎年同じに産めばいいんだけど、なぜか2006年級が、卓越年級が大変ふえた。これを大事に沿岸も沖合もとりましょうと。取り残していった分が来年、再来年という形で返ってくる

ということで、大変将来に夢と希望を持ってきたのだけれども、このさけは尾数で捕獲量を決めるのだけれども、さけ以外はなぜかトン数でやるものですから、2006年魚と言えば今3年魚ですね。これがトン数でTACまでとれればそれで終わりだよということになれば、それまで漁獲圧力をかけたら、尾数にしたら相当な量が揚がるのではないか。これはただ子供を産んでも生残率が悪いというときに、ちょうど小学生になったばかりの子供を相当量とっているのではないかというような危惧がするのですけれども、それは別としても、それは皆さんも考えていると思うんだけど、この97%ということで、この辺で3月いっぱい漁期があるのだけれども、この後はどう操業を考えているものなんですか。

木島資源管理推進室長 私どもといたしましても、この漁獲可能量を超えることがないように、関係の機関、これは北海道だけではございません。本州の日本海側の部分も入るわけですが、それらの大臣関係の機関に対してすけとうだらをできるだけとらないように指導を行ったところでございます。実際に沖合底びき網漁業者の団体からはおおむね目的採捕は止まっているという報告をいただいております。

市山特別委員 何とか資源を守りましょうということで沿岸も沖底も努力して、未長く利用しましょうということでやっているのに、97%まで来て、人がついていっているわけでもないのに、ここでとめようとか、もう1カ月以上ありますよ、期限は。恐らく私はきょうこの場でほっけの話はしたくないのだけれども、ほっけを主体にとりたいから、ここでストップかけられないということになると思うんですけれども、その辺はどうなんですか。要望とすれば。

木島資源管理推進室長 ほっけをねらっているかどうかということにつきましては、そこまで具体的になところはよくわからない部分があるのですけれど、ただ、例えばかれいですとか、底びき網の場合にはすけとうだらだけではなくて、いろんな魚が入るわけだと思っております。ただ、すけとうだらはできるだけねらわないように操業してくださいということをお願いをし、そのようなことになっているというふうに承知しております。

市山特別委員 ぜひひとつ、私がなぜこのことを言うかということ、今とっている場所というのは産卵場所でないんですよね。餌をとるための索餌回遊している場所なんです。産卵地にいる人がたにすれば、水子になれば操業をやめようとまで努力しているのに、もう少し強い発動をして、少しでも残すようにしていただきたい。

今、日本海にいる沖底の人はすけそうがウエートとすれば大体35%でしょう。ほっけが65%ぐらいウエートをかけているから、とりたい気持ちはわかるのだけれども、ほっけに

ついても北水研も北海道の試験研究機関もほとんど生態はよくわからないという回答なんですよ。ただ、北大水産学部の廣吉先生が去年の9月に出している本を見ると、沖底が2004年10月にとった魚をスポットして、7.8トンの魚なんだけれども、この人、よく数えたと思うんだけど、4万5981尾まで数えている。この中身を見ると、3万2000匹、69%は160グラムのほっけだという。160グラムといったら指に入りますよ、このぐらいの。こういう子供を、直近の新聞を見ると18円から14円ですよ。これもとっていったら、ただでさえ疲弊している日本海がすけそうもだめにしてしまう。ほっけもだめにしてしまうというようなことになりはしないのかなと。しかし、これはとって幾らの商売ですから、しようがないとしても、ぜひひとつ水産基本計画の中に沿岸では幼稚仔保育礁を入れて資源を育てましょう、沖合にはやはり保護礁を入れましょうというようなそういう計画を持っているのだったら、ぜひとるなということも大事だけれども、とれない、育てる場所も、大臣許可を出しているほうですから、水産庁のほうでも考えてもらいたいと思うんだけど、この辺についてこれから調査とか、あるいは実施に向けるとか、そういうような考え方はないのでしょうか。

山田特別委員 市山さんに反論するわけではないですけれども、きのう、おととい、北海道ですけそう、そうはち、まがれいの資源管理協定、沿岸底びき各地区意見を持ち合って、北水研も入って、道水産部も入りまして、ちょうど協定の改定期になりますから、お互いに今までどおりということで5年間の資源管理協定を締結いたしました。たまたま市山さんは別件の用事があって、副組合長の阿部さんが来まして、その中で沖合底びきや資源も全部評価をされた中で、お互いに5年間ということで更新をしておりますので、それは市山さんの思いは市山さんの思いだろうと思えますけれども、それはそれぞれ皆さんの考え方がありますから、私はこの場で論議すべき話ではない、水産庁の見解を出す話ではないなと、このように思います。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

市山特別委員 とるとかとらないとかは別として、それはみんな商売ですからいいんだけれども、やはり保護していくということを前提にすれば、水産庁さんのほうで、今山陰沖でやっているフロンティア事業のようなことを、ずわいですが、ひれ物にもやるというような考え方はあるのでしょうか、どうなのか、その辺、本音はそれを聞きたかったんです。

山下次長 次長の山下でございます。

ただいまの最後のフロンティア事業についての御質問、御意見でございますけれども、今御発言のとおり、山陰の方でずわいがにを念頭に置いた事業を国の直轄で今始めたところでございます。これは条件として資源回復計画を策定して、関係する漁業者の皆さんがみんなで当該資源を回復させようということをやっている魚種、漁場がまず対象になります。今、御指摘のとおり、ずわいがにの次はどんな魚なのだということで、今いろんな検討をしているところであります。ですから、そういう条件の中で今後検討の対象になっていく可能性もあるというふうな今の段階では申し上げさせていただきたいと思っております。

長谷沿岸沖合課長 沿岸沖合課長でございますが、若干補足させていただきますが、市山さんの話ではすけとうだらの資源回復計画もやっているわけなので、そういった中で沿岸と沖底のほうと一緒に回復に取り組んでいるということだと思います。魚礁のすけとうだらに関する効果ということについてはここ数年研究者もまじえて議論しているところだと思っておりますので、また資源回復の枠組み等の中で検討、議論していけばいい話だと思っております。

あとは、底びきと沿岸と同じ漁業者として資源を回復していこうということでありまして、すけとうだらについては回復計画をやっておりますし、先ほど山田委員のほうから御紹介があったような資源管理協定の延長ということも進んでいるわけでありまして。一般的な話といたしましては3月18日に札幌で沖底業界と沿岸サイドと道庁、それから水産庁も入った形の四者協議ということで話し合いの場を予定しておりますので、そういった枠組みの中で協力し合いながら取り組んでいくということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市山特別委員 ぜひひとつひれ物も、何かこのフロンティア事業をやると言えば、おれの取る場所をなくするのではないかとこの沿岸寄りにもありますよ。けれども、やはりどちらがつぶれるか競争しているようなことではまずいので、やはり根強くある大臣許可と知事許可とのけんかもなく、話し合いできたり、そして両手を挙げて水産庁に物申せるようなスタイルにしたいなと思っておりますので、ぜひひとつフロンティア事業も含めて考えていただきたいと思います。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

資源回復に向けていろんな協力が必要だと思いますけれども、いろんな話し合いの場も持たれているようでありますので、その場でいろいろ議論をいただきたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

木島資源管理推進室長 1つ忘れておりました。

櫻本分科会長 では、お願いします。

木島資源管理推進室長 資料9をごらんいただきたいと思います。

第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量でございます。

これは特定の海域、特定の期間を定めまして、その間の操業隻数と操業日数の合計を最大限のものを決める。その枠の中で操業するということでございます。

現在、第2種特定海洋生物資源に関しましては、あかがれいからやりいかまで定められておりますが、その漁獲努力可能量と実際の漁獲努力量につきましては資料9の表のとおりでございます。実際にすべての資源に関しまして枠の中に十分おさまっているという状況でございます。

以上でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量について何か御意見、御質問ございますでしょうか。

(その他)

櫻本分科会長 特段ないようでしたら、以上で本日予定しておりました議事につきましてはすべて終了いたしました。何かこの機会に特段御意見等ございましたらお伺いしたいと思いますが、高橋委員、お願いします。

高橋特別委員 遠洋と近海まぐろはえ縄漁船の減船計画につきまして水産庁に対して乗組員の立場からということで、減船に伴います雇用対策などの救済などについて要請をしておきたいと思っております。

御承知のとおり、昨年のI C C A T、それからW C P F Cでの規制強化、それから漁獲努力の削減などの決定に伴って、業界は遠洋、それから近海まぐろはえ縄漁船の国際減船を計画して、決定いたしております。この決定に基づいて今般減船計画を実施するというように聞き及んでおります。私たち船員についてもこのまぐろはえ縄業界の置かれた現状というものにつきましては理解しております。ただ、一方、御承知のとおり、世界的な経済不況ということの中で非常に雇用状況も厳しい。そういう状況にさらされているということは周知のとおりでございます。

今回のいわゆる減船によって、不本意にも解雇せざるを得ないというような漁船員に対してもまだ事前の詳しい説明もございません。この離職をする漁船員に対してやはり退職条件、雇用情勢が整っていないという中での減船計画というものはいかなものかというようにも思います。

また、入港と同時に、減船でございますから、当然解雇されるということになります。解雇されて路頭に迷う船員の皆さん、恐らくやここ1カ月内外に多数の方々が離職をするということになると思います。これが現実味を帯びてきております。

なお、この離職をなされる皆さんにつきましても、さまざまな要件から御承知のとおり、かなり高齢化した乗組員が多いということでございます。海上職を求めるにしても、陸上職に転職をしようとしても、かなり厳しい状況になるのであろうというような予測も多々あります。

あわせて、これらの漁船については、多くの外国人船員も乗船しております。一部のマスコミの報道によれば、90隻にも及ぶような減船ではなかろうかというようなうわさもあります。そうしますと、例えば概算でございますけれども、日本と外国人を含めて1000人にも及ぶような離職者が発生するのではないかというような危惧もされております。

I C C A T、それからW C P F Cのいわゆる漁獲努力量の削減に伴う減船とうことでございますから、政府におかれましても無関係とは言えません。離職する漁船乗組員を取り巻く現在の状況も御理解をいただいて、政府が誠意と指導性をもって対応していただくということを強く要請しておきたいと思っております。

以上です。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

長畠遠洋課長 遠洋課長でございます。

減船の状況とそれに関連します今のお尋ねについてお答えしたいと存じます。

まず今御指摘がありましたように、昨年11月のI C C A T、これは大西洋のまぐろ類保存国際委員会でございます。ここで大西洋くろまぐろの漁獲量の3割削減、これは2年かけてということ。そして、12月中旬にはW C P F C、中西部太平洋まぐろ委員会におきまして、めばち漁獲量の3割削減、これは3年かけて、というものが合意されました。これはいずれも持続可能な漁獲を実現するためにはこのような措置が必要だ、I C C A Tの場合はもっと削減が必要、という科学委員会、科学的な勧告に基づく措置でございます。我が国としまして、そのような科学的な勧告を支持し、それに沿った対応をしたと

ころです。このような状況でございまして、それに伴いまして、規制の強化ということになるわけでございます。そのような状況の下、今後の関連業界の対応を12月15日に国際再編漁業対策、減船も考えられるけれども、どうですかということをお尋ねし、今年1月14日を締め切りとして御意見をいただきました。

その結果、遠洋まぐろ、これはI C C A TとW C P F C、太平洋、両方でございますし、近海については中西部太平洋の影響をこうむるわけですが、いずれも減船事業を要請するという御返事をいただいたということでございます。

それに基づきまして、1月30日に国際漁業再編対策に基づきますまぐろはえ縄漁業の国際減船の実施につきまして基本方針を策定したところでございます。

末端までこの状況が伝わっていないのではないかという御指摘に対しましては、その日、午前中に一般紙、そしてまた業界紙のクラブのほうに資料をもって御説明し、それが紙面、そしてまたテレビの電波を通じましてより多くの方が接することができるよう努力したところでございます。そしてまた、関係団体これは全日海事務局におかれましては、その日のうちに水産庁から関連資料をお届けしたところでございます。その後も、その前もと言いますか、12月中旬に各業界にいろいろ照会、お尋ねをした後の段階から減船というものはこういうものでありましてというようなことは機会をとらえて説明してきております。また今後も必要があれば対応していきたい。その中にはまた関連業界、漁業団体に対しまして関係業者さんへの周知を図るよう改めて指導することも行いたいと存じております。

それで、その内容でございますけれども、これも御存じだと思いますけれども、これは遠洋で10年前、平成10年度にこの事業を行っております。その前例を御存じの方も多いと思うわけでございますけれども、船を減らさなければいけない。そしてまた、基本はスクラップ。船を使えなくしていただくということを前提に事業が動くわけでございます、と言いますのは、変に許可だけなくしまして、船がまた外国へ出てしまうということになりますと、また外国での漁獲がまた日本に逆流し、状況を厳しくするということがありますので、それを避けるということが大きな点でございます。その仕組みの下、相当の数の離職者の方々が発生するということは見込んでございます。この減船に当たりまして国費から支援申し上げる中身の中には、これは日本人のみならず、外国の方も対象になりますけれども、一定部分の退職金相当額でありますとか、固定給相当額をこの中から支援申し上げるという形になってございます。

そしてまた、そのうち、日本人に限られますけれども、今回の減船に伴いまして、これ

は厚生労働省、そして国土交通省共管の法律でございます国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法、いわゆる漁臨法といわれるものに基づきまして、これはもう政令改正をしていただいておりますけれども、最長2年間の就職促進手当などの支給が行われることとなっております。

このような中身になってございまして、実際、この減船に伴いまして影響を受けられる乗組員の方々に対しましてこのような支援があるところでございますけれども、情報のより一層の伝達を含めまして、先ほど申し上げたように対応を進めていきたいと存じます。

そしてまた、労使間において協議がなされているということも我々聞いているところでございます。その辺におきまして関係漁業団体に対しましては誠意をもって労働者側と協議を行うということにつきまして指導もしているところでございますので、御理解いただければと存じます。

以上でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

高橋委員、よろしいでしょうか。

高橋特別委員 ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

先ほども申しましたけれども、こういう御時世に離職となりますと、非常に再就職が難しいという問題がありますので、その節はまたひとつよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

櫻本分科会長 ほかに何か御意見ございます。

福島委員、お願いします。

福島委員 先ほどの御意見の中に数量ではなくて、尾数という話がありました。さけますは尾数でやっていますけれども、この資源分科会では、私は数量だけと思って実はいたのですけれども、今後水産庁とすれば、さばにしても、すけそうにしても尾数というのも今度考え方の中に入れていくのかということをお聞きしたいんです。

木島資源管理推進室長 現在は考えておりません。

福島委員 わかりました。

櫻本分科会長 今は量的な管理をしているわけですが、もう少し質的な管理をしないといけないのではないかという意見も研究者の間ではありまして、例えば小さいものをできるだけとらないようにするとか、そういうことも今後検討していかないといけないなとは思いますが、なかなかTACの中に入れていくのは難しいという面もあ

て、すぐにはできないかもしれませんが。今後検討させていただきたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

なければこれで終わりたいと思います。

それでは、次回の資源管理分科会のことを御報告いただきたいと思います。

木實谷管理課長 次回の資源管理分科会の日程につきましては、時期といたしましては、5月の中下旬ごろをお願いしたいと考えております。後日事務局から日程調整をさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いたします。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、次回決定次第また御連絡がいくと思いますので、よろしくお願いたします。

3 閉 会

櫻本分科会長 それでは、本日の資源管理分科会はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。